

## [事案22-163] 特約中途付加無効確認請求

・平成23年8月31日 裁定打切り

### <事案の概要>

特約中途付加による契約内容変更が申立人の意思に基づくものではなく無効であるとして、変更後の保険契約について既払込保険料の返還を求めて、申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

平成7年2月に行った、養老保険に定期保険特約を中途付加する契約内容変更の申込は、契約者兼被保険者である自分の立会のないままに行われたものであり、募集人と会ったことはなく、変更する内容について説明も一切受けておらず、定期保険特約中途付加申込書に署名もしていない。契約内容変更は無効であるので、変更後満期まで15年間分の既払込保険料を返還してほしい。

### <保険会社の主張>

以下のとおり、申立人が契約内容の変更は一切関知していないとは到底考えられず、申立人の意思にもとづく有効な取扱であるから、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 定期保険特約途中付加申込書の筆跡と、保険期間中に行われた他の手続書類の各筆跡はいずれも同一のものである。
- (2) 定期保険特約途中付加申込書には、届出印が押印されている。
- (3) 定期保険特約途中付加時には、申立人から、保険証券原本の提出を受け、特約付加による保険料の差額を受領し、健康状態の告知を受けている。
- (4) 契約内容変更により増額した保険料が、申立人の銀行口座から引き落とされているが、保険料の増額について、これまでに問い合わせが一度もない。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、申立人、答弁書等の書面の内容および申立人からの事情聴取の内容にもとづき審理したが、以下の事情が認められ、当審査会は、証人を呼出し証拠調べをする手続きを有していないため、本件について適正な判断を行うためには、裁判所における訴訟手続によることが適当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第32条1項（4）により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 証拠および申立人の事情聴取から、定期保険特約途中付加申込書の筆跡は申立人の妻のものと認めることができ、申立人の妻が、契約内容の変更に関与していたことが認められた。一方、申立人は事情聴取において、どのように関与したか知らない（妻に確認していない）旨を述べており、そうであれば、申立人の妻が、申立人に無断で契約内容変更を行ない、定期保険特約中途付加申込書を偽造したことになる。
- (2) 申立人は、保険期間中に行われた入院・手術給付金請求手続を妻が行ったことを容認している旨、および、契約内容変更後の保険料は、申立人名義の銀行口座から引き落とされており、変更前より増額していたことは分かっていた旨を事情聴取において述べている。
- (3) 一般に、契約は、第三者に権限を付与することで締結することができ、仮に、権限の付

与がなくても、状況によっては、表見代理等の成否の検討を要すところ、前項の事情から、契約内容変更の取扱が申立人の意思にもとづいて行われた可能性も否定できず、妻に対する権限付与の有無や、表見代理等の成否を検討する必要があるといえる。

(4) そのためには申立人の妻および募集人からの事情聴取が不可欠である。